

檜 原 村 教 育 大 綱



令和7年 10 月

檜 原 村

檜 原 村 教 育 大 綱

令和7年10月

檜 原 村

1 大綱策定の趣旨と期間

教育に関する大綱(教育大綱)は、平成 27 年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3の規定に基づき策定するものである。檜原村においては、「第6次檜原村総合計画 前期基本計画(令和7年度～令和11年度)」における教育に関する部分を実行するために、檜原村教育大綱を定める。本教育大綱の期間は、前基本計画の期間に合わせて、令和11年度までとする。

2 第6次檜原村総合計画 前期基本計画と教育大綱との関係

前期基本計画は、村づくりの基本となる総合的な計画で、基本構想と基本計画から構成されている。基本構想では、「自然に育まれ 活力と幸せあふれる 檜原村」を将来像に掲げている。

この将来像に基づき、基本計画における教育及び文化に関する分野では、「村を担う未来に向けた人づくり」において、家庭教育・幼児教育の充実、学校教育の充実、社会教育・社会体育の振興、文化と伝統の継承について施策を推進している。

本教育大綱は、前期基本計画の各種分野計画の文化・教育、人権関係の大綱であり、教育委員会の教育目標を具現化するための事柄の根本に位置付けられる。

3 基本理念及び基本方針

前期基本計画における村づくりの将来像のもと、基本理念及び基本方針を次のとおり定める。

(1)基本理念

檜原村の郷土に根ざし「ふるさと」を支え、共に生きる村民の育成

(2)基本方針

①「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

国際化、情報化、少子高齢化など社会情勢が複雑化する中で、すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

②「確かな学力」の育成と「個性と創造力」の伸長

国際社会に生き、急速で予測困難な社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人が他者と協働して課題を解決したり新たな価値を創造したりすることができるようにすることが求められる。そのために、思考力、判断力、表現力等の確かな学力の向上を図り、子供たち一人一人の個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、郷土への愛着と誇りをもち、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

③「村民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

檜原村に根ざした開かれた学校づくりに向けて、家庭・学校・地域の連携・協働を重視し、広く村民の教育参加を推進するとともに、子供たちの発達の支援を充実させることが求められる。そのために、東京都や他地区教育委員会、関係機関等と緊密に連携・協力し、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、村民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

④「総合的な教育力」の向上と「生涯学習」の充実

少子高齢化社会の中で総合的な教育力の向上を目指す檜原村にあって、子供たちの健やかな成長を村全体で支えるとともに、村民一人一人が生涯に渡って主体的に学び、健康で豊かな生活を送ることができるようにすることが求められる。そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、村民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。